

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年六月三十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 檜原 徹

第一号	指定番号
第一項第五号 第四十二条 建築基準法	指定に係る 道路の種類
九日 令和二年六月十	指定の年月日
百十三番六、千八百十三番一 埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三軒西前千八	指定に係る道路の位置
三十三・二五	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・五〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)